

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 9 8 号
発行日 令和 2 年 8 月 3 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○規 則

- 綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部改正
(職員課) . . . 1

- 綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
(職員課) . . . 2

- 綾部市会計規則の一部改正
(会計課) . . . 3

○告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課) . . . 4

- 綾部市指定ごみ袋の取扱販売店業務の委託告示
(環境保全課) . . . 5

- 綾部市経営継続補助金交付要綱の制定
(商工労政課) . . . 6

- 綾部市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の制定
(こども支援課) . . . 12

- 公共下水道供用開始告示
(下水道課) . . . 37

○訓令甲

- 綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正
(職員課) . . . 39

○公 告

- 市道下池田線改良工事と公共下水道舗装復旧(2-2)工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 40

- 綾部小学校管理棟便所(東)改修工事(建築本体工事)条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 51

- I・Tビル屋上防水等改修工事条件付一般競争入札について
(監理課) . . . 61

- 公示送達
(市民・国保課) . . . 71

- 公示送達
(税務課) . . . 72

- 公示送達
(税務課) . . . 73

- 公示送達
(税務課) . . . 74

- 公示送達
(税務課) . . . 75

- 所有者の判明しない動物の収容について
(保健推進課) . . . 76

- 公示送達
(税務課) . . . 77

- 公示送達
(税務課) . . . 78

- 綾部農業振興地域整備計画の変更に伴う縦覧について
(農林課) . . . 79

- 市道味方平線改良工事公募型指名競争入札について
(監理課) . . . 81

- ・新第一浄水場場外管路舗装復旧工事と公共下水道舗装復旧(2-5)工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・92
- ・高津町配水管布設替工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・103
- ・綾部市都市計画の変更に伴う縦覧について
(都市計画課)・・・113
- ・所有者の判明しない動物の収容について
(保健推進課)・・・114
- ・綾部市職員採用試験について
(職員課)・・・115
- ・公示送達
(税務課)・・・124
- ・令和2年度綾部市功労者表彰について
(秘書広報課)・・・125
- ・綾部市営住宅の入居者募集公告
(建築課)・・・126
- 教育委員会告示
 - ・令和2年度第4回綾部市教育委員会招集告示
・・・141
 - ・令和2年度第5回綾部市教育委員会招集告示
・・・142

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 5 号

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の通勤手当支給規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 1 項第 3 号中「であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）」に改める。

第 1 0 条の 4 第 2 項中「であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は」を「（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（支給単位期間に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の第 1 0 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 6 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 7 項第 1 5 号中「（ 1 4 ）」を「（ 1 5 ）」に改め、同号を第 1 6 号とし、第 1 1 号から第 1 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 0 号の次に次の 1 号を加える。
（ 1 1 ） オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 7 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 7 条第 1 項第 2 1 号を次のように改める。

（ 2 1 ）新型コロナウイルス感染症に係る給付金等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第130号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和2年7月2日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和2年 4月 1日	綾0407-32009	昭和26年 1月 4日
令和2年 4月 1日	綾0409-62002	昭和59年 9月24日
令和2年 4月 1日	綾0501-32004	昭和22年 1月 4日
令和2年 4月 1日	綾0606-73001	平成 6年 2月 9日
令和2年 4月 1日	綾0816-32033	昭和43年 9月13日
令和2年 4月 1日	綾0816-32033	平成16年11月20日
令和2年 4月 1日	綾0816-51043	平成 6年 8月 1日
令和2年 4月 1日	綾0822-81008	昭和29年 8月21日
令和2年 4月 1日	綾0827-01010	昭和21年10月30日
令和2年 4月 1日	綾0830-35008	昭和58年 1月28日
令和2年 4月 1日	綾0834-23007	昭和26年 1月 9日
令和2年 4月 1日	綾0837-11001	昭和21年 7月15日
令和2年 4月 1日	綾0838-23009	昭和23年 2月19日
令和2年 4月 1日	綾0902-11009	昭和23年 7月20日
令和2年 4月 1日	綾0903-21140	昭和44年 8月28日
令和2年 4月 1日	綾0908-31013	平成14年12月25日
令和2年 4月 1日	綾1001-21032	昭和57年 1月 5日
令和2年 4月 1日	綾1104-21006	平成 6年 3月 1日

綾部市告示第131号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売店業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和2年7月2日

綾部市長 山崎善也

1 令和2年度取扱販売店等の名称・所在地

取扱販売店等の名称	所在地
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14

綾部市告示第132号

綾部市経営継続補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月29日

綾部市長 山崎善也

綾部市経営継続補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、経営に深刻な影響を受けた農林漁業者について、早急な経営回復及び継続を支援するため、経営継続補助金実施要綱(令和2年6月12日付け2経営第660号農林水産事務次官依命通知)及び経営継続補助金交付要綱(令和2年6月12日付け2経営第668号農林水産事務次官依命通知)の規定により交付される補助金(以下「国庫補助金」という。)の交付を受け、経営継続に向けた取組を行う者に対して、緊急支援対策として予算の範囲内において綾部市経営継続補助金(以下「市補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 市補助金の交付を受けることができる者は、本市で農林漁業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が20人以下であること。
- (2) 国庫補助金の交付が決定している者
- (3) 綾部市内に主な生産、経営基盤を持つ者

(補助対象事業等)

第3条 市補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、農林漁業者が行う次の各号に掲げるいずれかの取組を含む経営の継続に向けた取組であって、令和2年5月14日以後に着手されたものとする。

- (1) 国内外の販路の回復・開拓
- (2) 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- (3) 円滑な合意形成の促進等

2 市補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発・取得費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費又は外注費とする。ただし、補助対象経費が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象経費を補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象経費の合計に占める非接触型の生産・販売への転換及び感染時の業務継続体制の構築に資する取組に要する経費の合計の割合が6分の1に満たないとき。

(2) 他の補助金の交付の対象となるとき。

(補助金の額)

第4条 市補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額とし、33万4千円を限度とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市経営継続補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、その結果を綾部市経営継続補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により市補助金の交付をする場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第7条 前条第1項の規定により市補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第5条の規定による申請の内容について、事業費を増額又は減額する場合及び事業費の増減に関わらず事業内容を変更（軽微なものを除く。）する場合は、速やかに綾部市経営継続補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに綾部市経営継続補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した市補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 国庫補助金の交付の全部又は一部を取り消し又は変更されたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(書類の保存等)

第10条 補助事業者は、市補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を市補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月29日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

㊟

綾部市経営継続補助金交付申請書

綾部市経営継続補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 「経営継続補助金」の交付決定の写し
- (2) 「経営継続補助金」の交付申請書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市経営継続補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました綾部市経営継続補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので、綾部市経営継続補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

㊟

綾部市経営継続補助金変更承認申請書

綾部市経営継続補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 交付申請額 変更後 円
変更前 円
- 2 添付書類
(1) 「経営継続補助金」が変更されたことを証する書類

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

㊟

綾部市経営継続補助金実績報告書

綾部市経営継続補助金交付要綱第 8 条の規定により、事業の実績を報告します。

記

1 補助実績額 円

2 添付書類

(1) 「経営継続補助金」の実績報告書又は補助金額の確定の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

綾部市告示第 1 3 6 号

綾部市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 2 年 7 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり親世帯臨時特別給付金支給要領（令和 2 年 6 月 1 7 日付子発 0 6 1 7 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、臨時特別給付金を早期に支給するひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第 2 条 ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象となる者は、次の各号に定める者（給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）とする。

- (1) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第 1 3 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第 1 3 条の 2 支給停止者」という。）、又は法第 6 条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第 1 3 条の 2 の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成 3 0 年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>1 当該者（法第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第 2 号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>法第 9 条第 1 項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支</p>
--	---

	払を受けたとき、又は当該者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）
2 当該者（1の項に規定する養育者に限る。）	法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）
3 当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者	法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）

(3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であつて、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であつた者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支	左欄に掲げる者の監護等児童であつた者

給停止者を除く。)であって、令和2年度補正予算(第2号)成立日以後に死亡した者(当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。)	
家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

(給付金の支給等)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 基本給付 支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ3万円を加算した額とする。
- (2) 追加給付 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者に対して、5万円を1回に限り支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)

第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出はひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)受給拒否の届出書(様式第1号)により行わなければならない。

3 市長は、令和2年8月14日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)

第5条 児童扶養手当受給者に対する市長による基本給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が市に前号の指定口座の変更をひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(様式第2号)により届け出、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び

申請期限)

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者(以下「基本給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】(様式第3号。以下「基本給付申請書」という。)により申請を行わなければならない。

2 基本給付申請者による申請及びこれに基づく市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、基本給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により提出し、市長が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 基本給付申請者が基本給付申請書を窓口へ提出し、市長が基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 基本給付申請者が基本給付申請書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書(様式第4号)、簡易な所得額の申立書(様式第5号)、簡易な収入見込額の申立書(様式第6号)又は簡易な所得見込額の申立書(様式第7号)及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者の本人確認を行う。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対して支給する追加給付に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方式)

第9条 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者に対する追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】(様式第8号。以下「追加給付申請書」という。)により申請を行わなければならない。

2 追加給付申請者による申請及び市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、追加給付申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により提出し、市長が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 追加給付申請者が追加給付申請書を窓口へ提出し、市長が追加給付申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 追加給付申請者が追加給付申請書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、追加給付申請書の内容等により、当該追加給付申請者が第2条の要件を満たす者であるか等について確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該追加給付申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 代理により第7条第1項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

第11条 市長は、第7条第1項又は第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、第7条第2項各号又は第9条第2項各号に掲げる方式により給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うよう努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、基本給付申請者及び追加給付申請者から第6条第2項及び第8条第2項の申請期限までに第7条第1項及び第9条第1項の申請が行われなかった場合、当該基本給付申請者及び追加給付申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、本市が把握する令和2年6月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和3年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象

者の責に帰すべき事由により令和3年2月28日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付) 受給拒否の届出書

市区町村
受付印

綾部市長様

- 1, 私は、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名又は記名押印

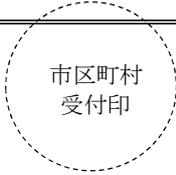
届出者連絡先 _____ () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

令和2年6月分の児童扶養手当支給市区町村
綾部市長様



1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
Ⓜ		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。			証 書 番 号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。			

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義 (フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』。(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給市区町村
綾部市長様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない

*記名押印に代えて署名することができます。

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
 ※18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等をいいます。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※申請額・請求額は、対象児童数が1人の場合は50,000円、対象児童数が2人以上の場合は2人目以降の対象児童1人につき30,000円を加算した額となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円 + (30,000円 × 2人) = 110,000円

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。) ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

『ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書)【基本給付】』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コ

『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』

※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不
要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合

『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)

※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

様式第4号（その1）（第7条関係）

簡易な収入額の申立書（申請者本人用）
【公的年金給付等受給者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書（請求書）【基本給付】」と一緒にご提出ください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」も併せてご提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年（平成30年1月～平成30年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。	
	金額
養育費【A】	円 ※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
給与収入【B】	円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【C】	円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金相当収入【D】 (a-b)	円 ※「年金収入【a】－児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。
年金収入【a】	円 ※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
児童扶養手当相当額【b】	円 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表（年額）

平成30年12月31日時点での児童数	支給額（年額）	※参考（月額）
児童0人	0円	0円
児童1人	122,160円	10,180円
児童2人	183,360円	15,280円
児童3人	220,080円	18,340円
児童4人	256,800円	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,720円（年額）を加算してください。

②前々年（平成30年1月～平成30年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C+D)	円 ※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
--------------------	------------------------

(次ページに続きます。)

様式第4号(その2) (第7条関係)

簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)
【公的年金給付等受給者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」、「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出してください。
- 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書(「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」)をご提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①平成30年12月31日時点で申請者の生活を経済的に支えていた方の属性にチェック(☑)してください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②①で選択した方の前々年(平成30年1月～平成30年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	円	注意事項
給与収入【A】			※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】			※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】			※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年(平成30年1月～平成30年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C)		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。
------------------	--	---	----------------------

④①の方が生計を同じくし養っている親族(平成30年12月31日時点で扶養を行っている者)の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
1		
2		
3		

	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
4		
5		
6		

(次ページに続きます)

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】		
i	左側で選択した基準額	円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)		円
		V
年間収入額 (③)		円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額の方かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

様式第5号（第7条関係）

簡易な所得額の申立書 【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	--

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の②または「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の③の金額をご記入ください。	
年間収入額	円

控除等

B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額（前々年分）	
養育費を記入した方	円

※養育費の20%の金額をご記入ください。
※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額（前々年分）	
給与収入を記入した方	円

※前々年（平成30年1月～平成30年12月）の控除額をご記入ください。

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額（前々年分）	
事業収入又は不動産収入を記入した方	円

※前々年（平成30年1月～平成30年12月）の経費をご記入ください。
※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の額（前々年分）	
年金収入を記入した方	円

※下記の表より控除額を確認し、ご記入ください。

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が130万円以下の方 → 70万円
		②	130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円
		③	410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が330万円以下の方 → 120万円
		②	330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円
		③	410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除						
(控除名)	a		円	e		円
(控除名)	b		円	f		円
(控除名)	c		円	g		円
(控除名)	d		円	h		円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)			円			

※平成30年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額をご記入ください。

- ・雑損控除【記載額】
- ・医療費控除【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦・寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【27万円】
- ・特別寡夫控除（児童の父母の場合を除く）【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。
なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。
※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額	
	8 0 0 0 0 円

※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の所得額 $A - (B + C + D + E + F + G)$	
年間所得額	円

→Hが230万円未満の場合は、【所得要件】を満たしますので、Iを記載する必要はありません。

（次ページに続きます）

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

→【所得要件】Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

様式第6号(その1) (第7条関係)

簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)
【家計急変者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」と一緒に提出してください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

※申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者または申請者の生活を経済的に支えている以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

- ・申請者の配偶者
- ・申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族または兄弟姉妹

(※)申請者本人が児童の父または母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。

※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて提出してください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		円	注意事項
収入内訳	養育費【A】		※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
	給与収入【B】		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)		※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
	年金収入【a】		※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】		※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額【A+B+C+D】		円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(月額)

申請日時点での児童数	支給額(月額)
児童0人	0円
児童1人	10,180円
児童2人	15,280円
児童3人	18,340円
児童4人	21,400円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,060円(月額)を加算してください。

×12

③の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額		円
---------	--	---

→③が365万円未満の場合は、【要件2】を満たしますので、④を記載する必要はありません。

(次ページに続きます)

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族または養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方				収入基準Bの方		
フリガナ	氏名	該当する場合は◎または○		フリガナ	氏名	該当する場合は○
		16歳以上23歳未満の親族(◎)	70歳以上の親族、配偶者(○)			70歳以上(配偶者以外)の親族
1				1		
2				2		
3				3		
4				4		
5				5		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
	∇
年間収入見込額 (表面の③)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
	∇
年間収入見込額 (表面の③)	円

→【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時的収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

印※

※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

様式第6号(その2) (第7条関係)

簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)
【家計急変者】

- 「ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】」、「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者の生活を経済的に支えている方の属性にチェック(☑)の上、名前をご記入ください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名

②令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月		注意事項
収入内訳	給与収入【a】	円 ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【b】	円 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【c】	円 ※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
	収入合計額【a + b + c】	円 ※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
	1		
2		5	
3		6	

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額	【要件チェック】
<input checked="" type="checkbox"/>	人数		
<input type="checkbox"/>	0人	3,725,000円	円
<input type="checkbox"/>	1人	4,200,000円	ii ④の○の数×60,000円
<input type="checkbox"/>	2人	4,675,000円	円
<input type="checkbox"/>	3人	5,150,000円	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)
<input type="checkbox"/>	4人	5,625,000円	収入基準額(i + ii)
<input type="checkbox"/>	5人	6,100,000円	円
<input type="checkbox"/>	人	円	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(次ページに続きます。)

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印 (※)

扶養義務者氏名 _____ 印 (※)

※自署（本人が手書きで記入）した場合は、押印は必要ありません。

様式第7号（第7条関係） **簡易な所得見込額の申立書**
【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」または「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額をご記入ください。	
年間収入見込額	円

控除等

B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
養育費を記入した方	円 ※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）	
給与収入を記入した方	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
--------	--

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）	
事業収入又は不動産収入を記入した方	円 ※Aを算出するための任意の1か月の事業又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。 ※帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の見込額（12か月分）	
年金収入を記入した方	円 ※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除	
(控除名)	a 円 e 円
(控除名)	b 円 f 円
(控除名)	c 円 g 円
(控除名)	d 円 h 円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)	円

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番または控除名をご記入ください。
 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番または控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額	
	8 0 0 0 0 円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 $A - (B + C + D + E + F + G)$	
年間所得見込額	円

→Hが230万円未満の場合は、【所得要件】を満たしますので、Iを記載する必要はありません。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	1,920,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,300,000円
<input type="checkbox"/>	2人	2,680,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,060,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,440,000円
<input type="checkbox"/>	5人	3,820,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
<input checked="" type="checkbox"/>	人数	
<input type="checkbox"/>	0人	2,360,000円
<input type="checkbox"/>	1人	2,740,000円
<input type="checkbox"/>	2人	3,120,000円
<input type="checkbox"/>	3人	3,500,000円
<input type="checkbox"/>	4人	3,880,000円
<input type="checkbox"/>	5人	4,260,000円
<input type="checkbox"/>	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用または扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

▽

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

▽

年間所得見込額 (表面のH) _____ 円

→ 【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページのD欄を記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、都道府県等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ 印(※)

扶養義務者氏名 _____ 印(※)

※申請者が自署(本人が手書きで記入)した場合は、押印は必要ありません。

(別添)

控除対象一覧表

控除できるもの

項番	控除名	控除できる場合	控除額
①	雑損控除	生活災害、盗難、横領にあった方へ（生活を同じくする親族でも可）	支払額 （見込含む）
		令和2年中に申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方の住宅や家財などが災害、盗難又は横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去費用、原状回復費用などがあれば控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
②	医療費控除	医療にかかっている方へ（生活を同じくする親族でも可）	支払額 （見込含む）
		令和2年中に申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする親族の方が医療費を支払った場合に、その医療費について控除できます。（保険金で補填される金額は対象外です。）	
③	小規模企業経営者、個人事業主で一定の掛金を払っている方やiDeCoに加入の方へ	小規模企業共済等掛金控除	支払額 （見込含む）
		令和2年中に申立書に記載のある方が、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金（iDeCo）などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	
④	障害者控除	障害をお持ちの方や障害をお持ちの方と一緒に生活をしている方へ	27万円
		申請時点において、申立書に記載のある方またはその方と生活を同じくする配偶者や養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているなどの一定の障害がある場合に控除できます。	
⑤	特別障害者控除	重い障害をお持ちの方や重い障害をお持ちの方と一緒に生活をしている方へ	40万円
		④のうち、一定の障害のある方が精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載されている、身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されているなど、一定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	
⑥	ひとり親の方へ（児童の父又は母以外）	寡婦・寡夫控除	27万円
		申請時点において、申立書に記載のある方（父、母を除く）のうち、寡婦または寡夫である場合に控除できます。	
⑦	特別寡婦控除	養育者、配偶者又は扶養義務者のうち、ひとり親のおさんへ	35万円
		⑥のうち、養っている子どもがいる寡婦の方について、⑥の27万円ではなく、35万円の控除となります。	
⑧	働きながら学校に通っている方へ	働ながら学校に通っている方へ	27万円
		申請時点において、申立書に記載のある方が、働きながら学校に通っている場合に控除できます。	
⑨	農業を営み、肉用牛を特定の市場で売却している方へ	肉用牛の売却による事業所得	支払額 （見込含む）
		令和2年中に申立書に記載のある方が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のものを特定の市場で売却した場合に控除できます。	

※ 上記の「控除名」の他にも、純損失の繰越控除（個人事業主で青色申告を行っている方）、雑損失の繰越控除（昨年以前に雑損控除を行っていた方）などができる場合があります。

様式第8号（第9条関係）

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【追加給付】

支給市区町村
綾部市長様



【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

		記入日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	Ⓜ	年 月 日	電 話 ()

* 記名押印に代えて署名することができます。

申 立 て (下記チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)	
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大きく減少しました。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 本給付はひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)(基本給付)の支給要件を満たし、過去に同じ給付(給付金(追加給付))を受けたことがない者に限り、支給するものです。
本給付は給付金(基本給付)の又給付に又給付を繰り返してはなりません。なお、転居等に伴い給付金(基本給付)の又給付を行うに
都
- 道府県等とは異なる都道府県等において給付金(追加給付)の支給を行う場合は、別途支給方法について確認の上、支給します。
都道府県等が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- 当該申請内容を確認するに、都道府県等が必要は住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。なお、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
給付金の給付後、本年申請書の記載事項に、虚偽のあることが判明した場合、又給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

【注意事項】

- (注1) 本給付は新型コロナウイルス感染症に起因して、令和2年2月以降、勤務先が休業した、学校休業のため子どもの世話をすることが必要となり働く時間が減少したなどの影響があった場合に申請ができます。
- (注2) 上記の申請内容及び申立て内容を確認できる書類について、この申請書を提出する際の提示(又は提出)は必要ありません。ただし、申請日から5年間は、申請内容に疑義が生じた等の場合に、給与明細書の控えなど、収入が減少したことを示す書類の提示又は提出を求められることがありますので、求められた場合に当該書類を提示(又は提出)できるようにしておいて下さい。
- (注3) この申請書は、都道府県等において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

綾部市告示第137号

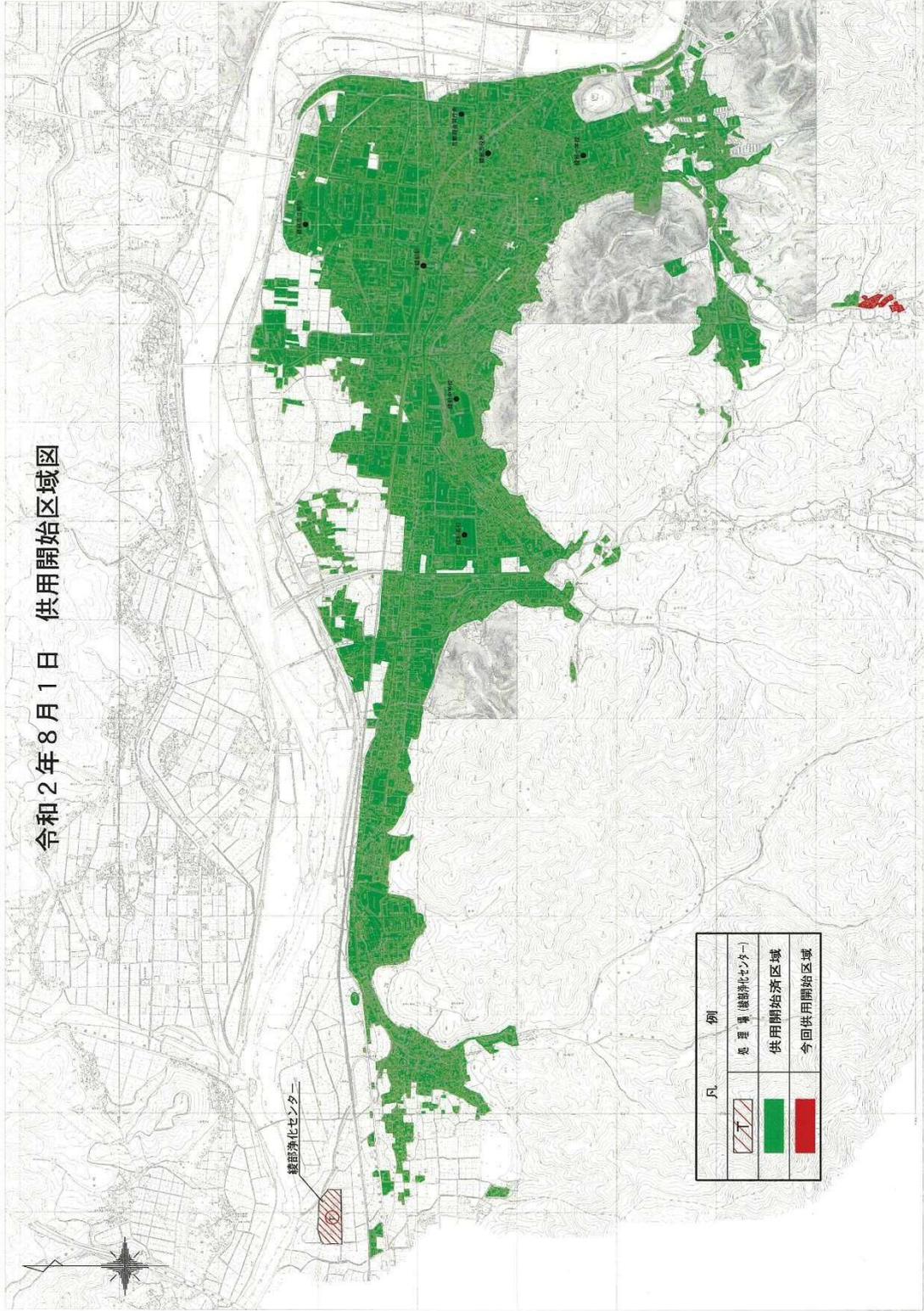
下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和2年 8月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 令和2年 8月 1日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 田野町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 田野町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和2年 8月 1日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 田野町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |



綾部市訓令甲第 1 1 号

庁 中 一 般

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 7 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員のハラスメントの防止等に関する規程（平成 1 2 年綾部市訓令甲第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「常に」を削り、「参考とし、ハラスメントをしないように注意し」を「十分認識して行動するよう努め」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

職員は、ハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

第 4 条第 1 項後段を削り、同条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 所属長は、当該自身の属する職員が、他の所属に属する職員（以下「他所属の職員」という。）からハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、他所属の職員に係る所属長に対し、他所属の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて他所属の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた所属長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。
- 3 所属長は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力、その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 2 年 7 月 2 2 日から施行する。

綾部市公告第62号

道路整備事業の市道下池田線改良工事と下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（2-2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年7月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第502 37号 |
| (2) 工 事 名 | 市道下池田線改良工事
公共下水道舗装復旧（2-2）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （下池田線）
L = 114.4 m W = 3.5 ~ 4.3 m
側溝工 L = 114 m
アスファルト舗装工 A = 39 m ²
（舗装復旧（2-2））
L = 187 m W = 2.0 ~ 6.3 m
アスファルト舗装工 A = 602 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和2年 8月13日から
令和2年12月20日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年7月13日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は950円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月16日（木）午前9時から午後6時まで

令和2年7月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月27日（月）から

令和2年7月28日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年7月30日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年8月4日（火）午前9時から午後6時まで
令和2年8月5日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月6日（木）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、道路改良工事と舗装復旧工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

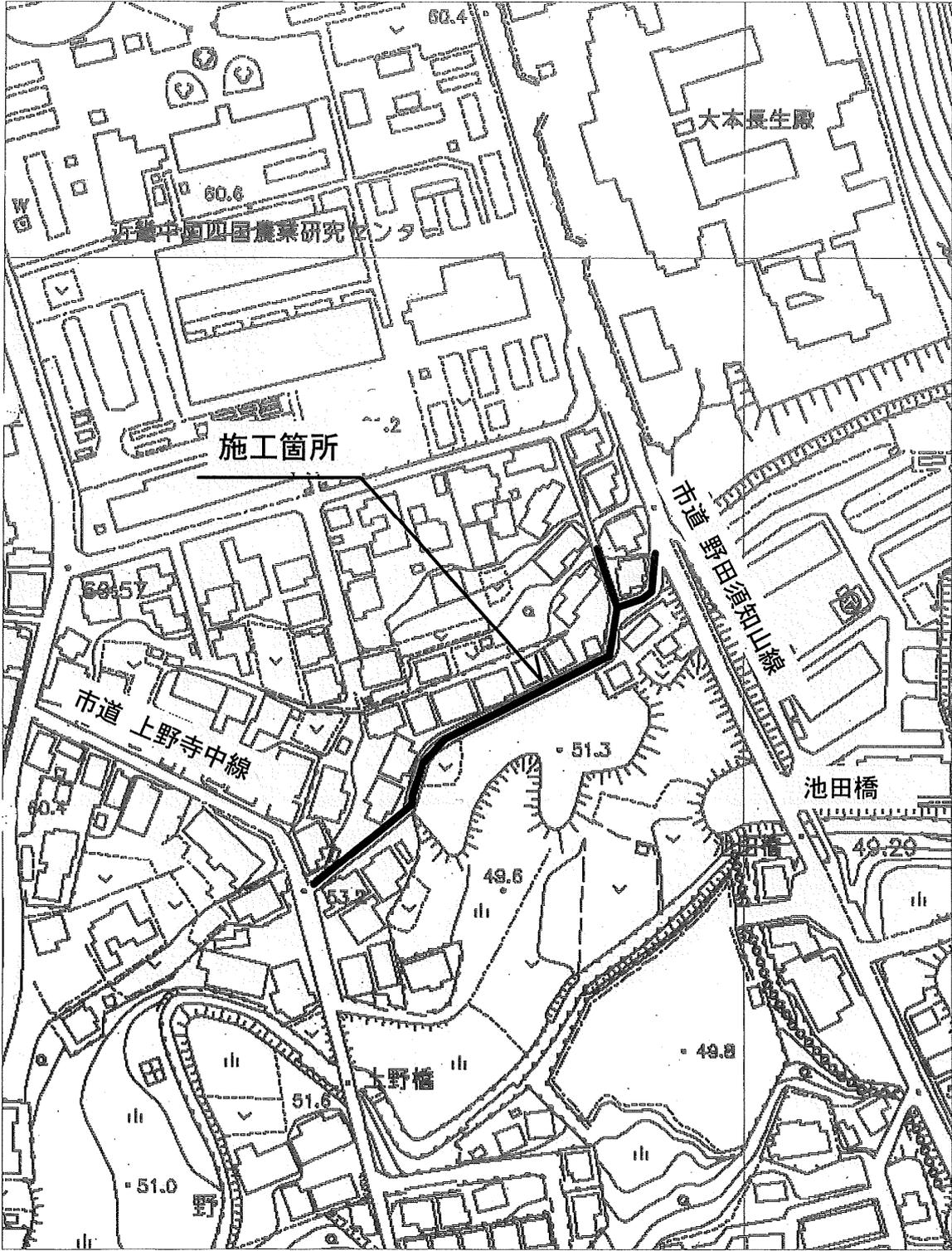
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



位置図



工事名 公共下水道舗装復旧(2-2)工事

綾部市公告第63号

大規模改修事業（小学校）、綾部小学校管理棟便所（東）改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年7月13日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第502 38号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部小学校管理棟便所（東）改修工事（建築本体工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市上野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 管理棟便所（東）改修
地階改修面積 22.68㎡
1～3階改修面積 各24.54㎡
上記に伴う建築工事、機械設備改修工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和2年 8月13日から
令和2年11月10日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
 電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年7月13日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は460円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月16日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年7月17日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月27日(月)から

令和2年7月28日(火)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年7月30日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年8月4日(火) 午前9時から午後6時まで
令和2年8月5日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月6日(木) 午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が7,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が7,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が7,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が7,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市公告第 6 4 号

I・Tビル大規模改修事業、I・Tビル屋上防水等改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 2 年 7 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 2 4 0 号 |
| (2) 工 事 名 | I・Tビル屋上防水等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市西町一丁目（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋上防水改修 8 0 9. 3 m ²
5 階会議室・事務室改修 1 0 2. 0 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 2 年 8 月 1 3 日から
令和 2 年 1 1 月 1 0 日まで（9 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 2 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 2 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 防水工事に係る綾部市発注工事で、平成 3 1 年 1 月 1 日から令和元年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年7月13日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は280円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年7月16日(木)午前9時から午後6時まで

令和2年7月17日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で7月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年7月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年7月27日(月)から

令和2年7月28日(火)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和2年7月30日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等は行

いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和2年8月4日(火) 午前9時から午後6時まで
令和2年8月5日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月6日(木) 午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



附近見取図 1/3,000

綾部市公告第 6 5 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 20 条の 2 の規定により公告する。

令和 2 年 7 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 7 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第67号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年7月13日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第68号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年7月13日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 9 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 7 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第70号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない動物の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年7月17日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|----|------|-------------------|
| 1 | 捕獲日時 | 令和2年7月14日 10:30分頃 |
| 2 | 捕獲場所 | 綾部市寺町農屋敷地内 |
| 3 | 動物種 | 犬 |
| 4 | 種類 | ビーグル |
| 5 | 体格 | 中 |
| 6 | 毛色 | 黒、白、茶 |
| 7 | 性別 | 雄 |
| 8 | その他 | 首輪なし |
| 9 | 犬の鑑札 | なし |
| 10 | 注射済票 | なし |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和2年7月20日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第71号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年7月22日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第72号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和2年7月28日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第73号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和2年8月26日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和2年8月26日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和2年7月28日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 令和2年 7月28日
至 令和2年 8月26日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農林課

提出方法 書面によるものとする。

注意事項 (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
(2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
(3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農林課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

綾部市公告第74号

市道味方平線整備事業、市道味方平線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和2年7月29日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第502 42号
- (2) 工 事 名 市道味方平線改良工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、市道味方平線整備事業に伴い、市道整備を行うものです。工事区間は生活道路となっており、通行規制を伴うため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 L = 38m W = 4.0m
法枠工 RTフレーム工法 L = 204m
重力式擁壁工 V = 437m³
アスファルト舗装工 A = 43m²
- (6) 予定工期 令和2年9月 1日から
令和3年3月29日まで（210日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和2年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が800点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額3,500万円以上(合併発注や特命随契との合計額でも可)の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の主任技術者又は監理技術者にはなれません。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」(別記様式一1)とともに「公募型指名競争入札参加申請書」(別記様式一2)2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」(別記様式一3)及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。(コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。)
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者又は監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和2年7月29日(水)午前9時から

- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
 (https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)
 ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,080円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和2年8月3日（月）午前9時から午後6時まで
 令和2年8月4日（火）午前9時から正午まで
 ただし、紙入札希望業者の提出で8月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和2年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年8月11日（火）から
 令和2年8月12日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年8月17日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和2年8月21日（金）午前9時から午後6時まで
 令和2年8月24日（月）午前9時から午後2時まで
 ただし、紙入札者の提出は8月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月25日(火) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

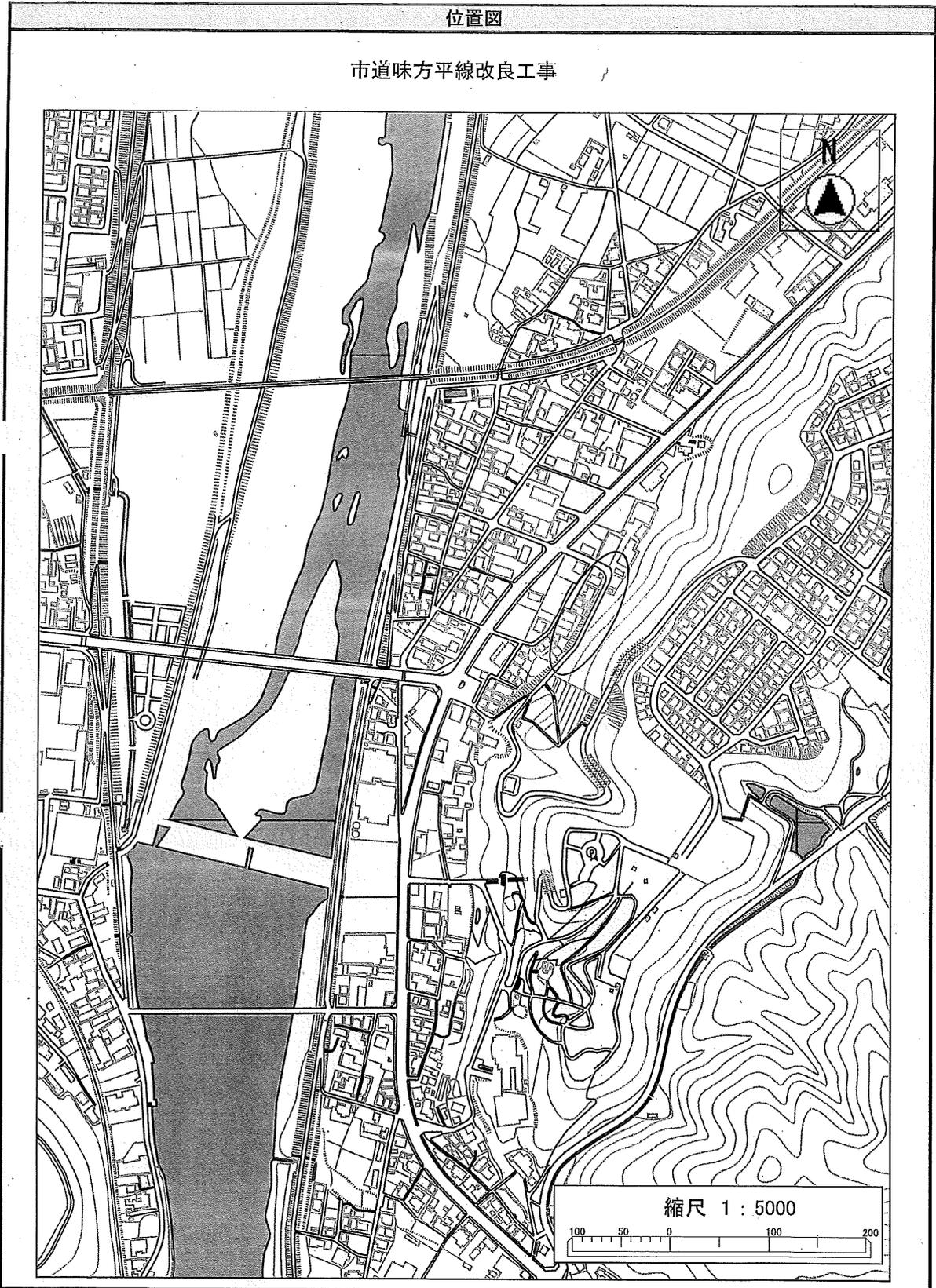
2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工 事 名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置図

市道味方平線改良工事



綾部市公告第75号

水量水質安定的対策事業の新第一浄水場場外管路舗装復旧工事と下水道整備事業の公共下水道舗装復旧（2-5）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年7月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 44号 |
| (2) 工 事 名 | 新第一浄水場場外管路舗装復旧工事
公共下水道舗装復旧（2-5）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市寺町外（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | （場外管路舗装復旧）
L = 459 m W = 3.4 ~ 6.9 m
切削オーバーレイ工 A = 2,167 m ²
区画線工 L = 918 m
（舗装復旧（2-5））
L = 20 m W = 6.5 ~ 9.1 m
切削オーバーレイ工 A = 201 m ²
区画線工 L = 30 m |
| (5) 予定工期 | 令和2年9月1日から
令和3年2月7日まで（160日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置で

きること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年7月29日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は630円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月3日（月）午前9時から午後6時まで

令和2年8月4日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和2年8月11日（火）から
令和2年8月12日（水）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年8月17日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年8月21日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年8月24日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月25日（火）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し

た者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本案件は、場外管路舗装復旧工事と公共下水道舗装復旧工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		手 持 工 事
	(工事名)		(工事名)
	(請負金額)		(請負金額)
	(役職名)		(役職名)
	(完了予定)		(完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

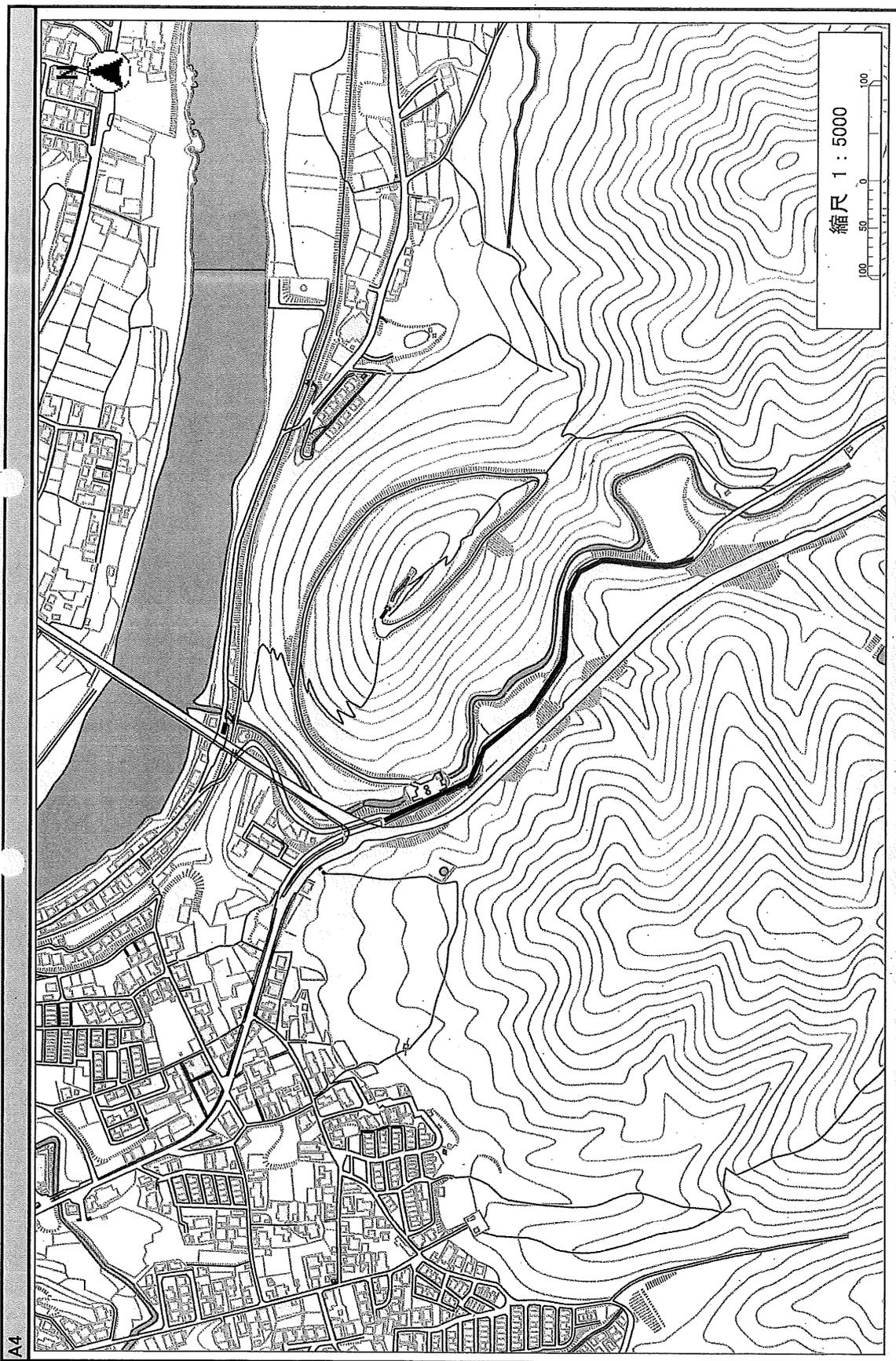
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

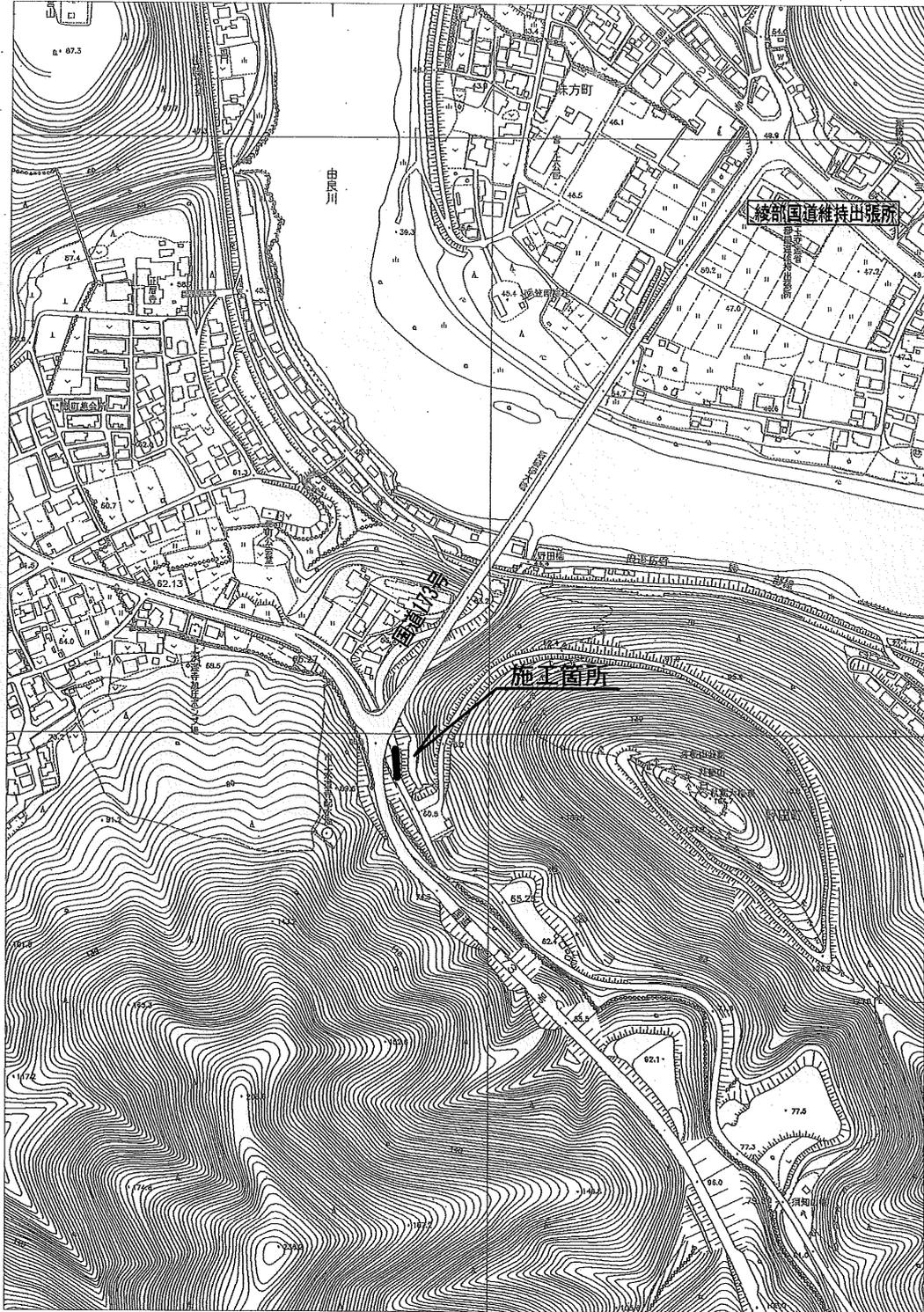
- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



新第一浄水場場外管路舗装復旧工事 位置図

位 置 図



公共下水道舗装復旧（2-5）工事 位置図

綾部市公告第76号

水量水質安定的対策事業、高津町配水管布設替工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和2年7月29日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第502 45号 |
| (2) 工 事 名 | 高津町配水管布設替工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市高津町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
H I V P（RRロング）φ100 L=331m
配水管布設工
H I V P（RRロング）φ75 L=4m
消火栓設置工 N=1基
給水戸数 N=29戸
仮設配水管工 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和2年9月1日から
令和3年2月7日まで（160日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和2年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、令和2年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和2年7月29日（水）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,650円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和2年8月3日（月）午前9時から午後6時まで

令和2年8月4日（火）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月3日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和2年8月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和2年8月11日（火）から

令和2年8月12日（水）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和2年8月17日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和2年8月21日（金）午前9時から午後6時まで
令和2年8月24日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出8月21日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、8月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和2年8月25日（火）午前10時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ⑩

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都計計画を変更したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに綾部市に意見を提出することができる。

令和2年7月30日

綾部市長 山崎善也

1 地区計画の種類、名称

西町地区地区計画

2 地区計画の位置及び区域

綾部市西町一丁目の一部

綾部市西町二丁目の一部

綾部市本町三丁目の一部

3 縦覧の場所

綾部市役所建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和2年7月31日（金）から8月13日（木）まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

綾部市公告第78号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和2年7月28日 午前9時頃
- 2 捕獲場所 綾部市大島町沓田地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、黒（縞）
- 5 性 別 不明
- 6 体 格 小

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和2年8月3日）までに引取りのないときは、処分されます。

（連絡先）京都府中丹東保健所環境衛生室

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第79号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和2年7月31日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和2年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和3年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、令和3年4月1日以降必要に応じ採用します。

綾部市職員募集中。

く住んでよかった・住みたくなる・住み続けられるまちづくりのためにく



令和2年度 第2回 綾部市職員採用試験

事務職員・土木技師・建築技師・
消防職員・文化財技師

1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	<p>(1) 平成4年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方</p> <p>(2) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴を問わない。）</p>	一般事務に従事
土木技師	若干名	<p>(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方で、専門課程（土木）を修得した方又は修得見込みの方</p> <p>(2) 昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）のうち土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方</p>	土木関係業務に従事
建築技師	1名	<p>(1) 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、建築士（1級又は2級）の免許を有する方</p> <p>(2) 昭和55年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）において、建築の専門課程を修得若しくは修得見込みの方</p>	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	<p>(1) 平成4年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校（それぞれ同程度と認めるものを含む。）を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方</p> <p>(2) 平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方（学歴は問わない。）</p>	消防・救急業務に従事
文化財技師	1名	<p>昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学芸員資格を有する方、又は令和3年3月末日までに資格取得見込みの方で、古文書（近世）の解読ができ、考古学及び文化財に関する知識・経験を有し、文化財に関する事務が行える方</p> <p>なお、資格取得見込みでこの試験に合格した方が、令和3年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用されません</p>	文化財（古文書の整理・解読作業）関係業務に従事

2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和2年9月20日(日) 午前9時30分 (受付開始：午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和2年10月 ※詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。	
第3次試験	令和2年11月 ※詳細は、第2次試験合格者に文書で通知します。	

※ 台風などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。
第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

4 受験申込手続及び申込受付期間

<p>申込書 入手方法</p>	<p>採用試験申込書は、市役所職員課にて配布しているほか、綾部市ホームページ（http://www.city.ayabe.lg.jp/）からでもダウンロード可能です。 *申込書は必ず両面印刷してください。</p>
<p>申込方法</p>	<p>採用試験申込書に必要事項を記入し、本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、無帽、正面向き）を貼り、申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。 郵送で申し込まれる場合は、申込書を折りたたまずに入る封筒（角型2号）に入れ、<u>必ず簡易書留郵便</u>とし、<u>表に「採用試験申込書在中」と朱書</u>して受付期間内に到着するよう余裕をもって、申込先まで送付してください。申込書の他に受験票返信用として<u>84円分の切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒（長形3号）を必ず同封</u>してください。 ※インターネット（電子メール）での申込受付は行っておりません。 ※受験票が令和2年9月4日（金）までに到着しないときは、以下の申込先までご連絡ください。</p>
<p>申込先</p>	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当</p>
<p>受付期間</p>	<p><u>令和2年8月11日（火）～令和2年8月27日（木）</u> <u>午前8時30分～午後5時15分</u> ただし、土曜日・日曜日を除きます。 郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに申込先へ到着したものに限り受け付けます。 ※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
<p>その他</p>	<p>身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p>

※採用試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条（抄） ～

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 合格発表

- (1) 第1次試験合格発表 令和2年10月12日(月)午前10時
合格者本人に通知するほか、合格者の受験番号のみを綾部市ホームページ内で発表します。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和2年10月16日(金)午後5時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2) 第2次試験合格発表 受験者本人に合否を通知します。
- (3) 最終合格発表 受験者本人に合否を通知します。



6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は「令和3年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和3年4月1日に採用されます。なお、令和3年度綾部市職員採用候補者名簿は令和4年3月31日まで有効です。
- (2) 文化財技師合格者については、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和3年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される補欠合格者(採用待機者)を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されています。ただし、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

～ 綾部市の求める人物像 ～

綾部市では、「住んでよかった」「住みたくなる」「住み続けられる」まちづくりを目指して、次に掲げる人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員
- (5) 困難なことにも明るく楽しむ職員

7 給与、福利厚生等

(令和2年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高等学校の新卒者
初任給 (月額)	182,200円	163,100円	150,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。



8 試験結果の開示

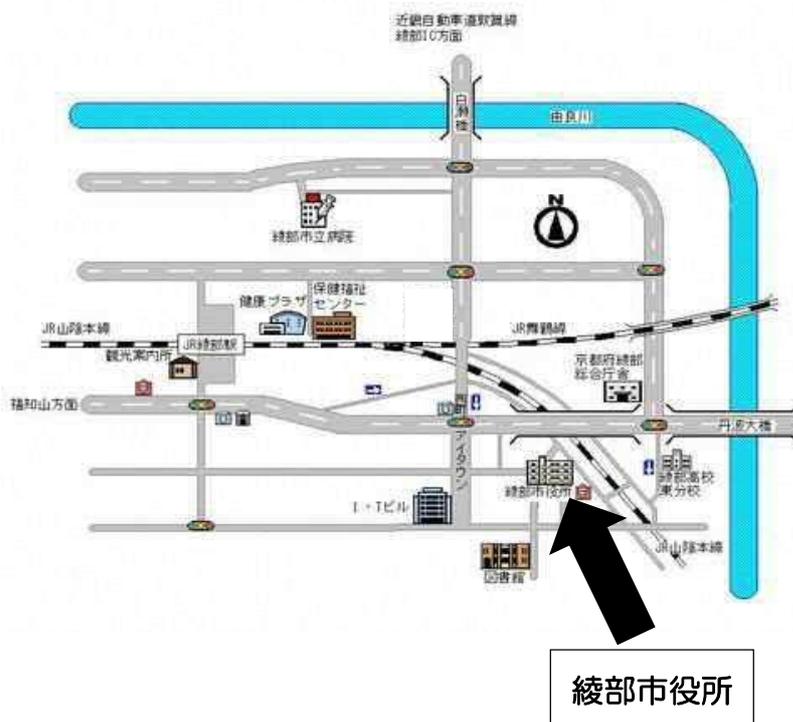
試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる方	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	令和2年10月12日 (月)から2週間(た だし、土、日曜日及び祝日 を除く。)	第2次試験合格発表の 日(通知の日)から2週間 (ただし、土、日曜日及び 祝日を除く。)	最終合格発表の日(通 知の日)から2週間(た だし、土、日曜日及び祝日 を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(綾部市市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

この試験結果については、綾部市個人情報保護条例第22条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参の上、直接お越しください。

第1次試験会場（綾部市役所）案内図

* 試験会場は、駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス
志賀南北線「市役所前」下車
すぐ。

または、あやバス上林線、
志賀南北線、東西線、
西坂線、篠田桜が丘線、
黒谷線、西八田線、
紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車
徒歩約4分

綾部市役所

住んでよかった…
ゆったりやすらぎの
田園都市・綾部

■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL0773-42-4228



綾部市公告第 8 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 2 年 7 月 3 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第81号

綾部市功労者表彰条例（平成30年綾部市条例第1号）に基づき、令和2年8月1日に令和2年度綾部市功労者表彰を受けた者の氏名及び表彰事由は、次のとおりです。

令和2年8月1日

綾部市長 山崎 善也

氏 名	表 彰 の 事 由
仲道俊博	<p>平成16年6月から平成30年6月までの14年の長きにわたり、京都丹の国農業協同組合代表理事組合長を務められ、中丹地域の特産物の育成強化、農業者の経営安定に尽力するなど、団体の発展と農業の振興・発展に貢献されました。</p> <p>また、平成27年7月から令和元年9月まで京都府農業協同組合中央会の副会長として、より広域な立場で京都府の農業振興に尽力された功績は誠に顕著であります。</p>

綾部市公告第 8 2 号

綾部市営住宅の入居者を次のとおり公募します。

令和 2 年 8 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 募集内容（市営住宅入居者募集）

募集団地一覧に掲載した住宅に入居していただくものです。

2 募集団地一覧

（1LDKは主に単身用、2LDKは世帯用）

団地名 （建設年）	所 在 地	構 造	間 取 り	募集戸数	家賃月額（円）
スタジオオーネ 神宮寺（新築）	神宮寺町	軽量鉄骨造	1LDK	5戸	13,800～
ルナコート綾部 （H28年）	味方町	軽量鉄骨造	2LDK	1戸	20,900～
GR-VI大島町 （H28年）	大島町	軽量鉄骨造	2LDK	1戸	20,500～

※今回の募集団地は、民間の借上型市営住宅です。以下の要件を含みます。

- ①入居期間は最長20年間となります。（新築以外は残年数。ルナコート綾部、GR-VI大島町は残り16年）
- ②家賃の他に、共益費として毎月6,000円（予定）が必要です。
- ③駐車場を希望される場合、別途契約が必要です。【1台につき毎月スタジオオーネ神宮寺は3,000円（税別）の予定、ルナコート綾部は3,000円（税別）、GR-VI大島町は5,000円（税別）】

- ・ 公共料金（電気・ガス・水道等）は自己負担となります。
- ・ ペット等の飼育はできません。
- ・ 家賃月額は、入居者の収入や住宅の規模、経過年数、立地条件などに応じて、毎年度算定します。

3 申込用紙配布期間

令和 2 年 8 月 3 日（月）から 8 月 3 1 日（月）まで ※土・日・祝日を除く

4 申込受付期間

令和 2 年 8 月 2 1 日（金）から 8 月 3 1 日（月）まで ※土・日曜日を除く
午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時まで（27日（木）は午後 7 時まで）

5 申込受付及び問い合わせ先

綾部市建設部建築課住宅・空家等対策担当 42-3280（内線333）
42-4284（直通電話）

6 申込資格

次の条件すべてに該当する方でなければ、申込資格はありません。

- (1) 現に住宅に困窮している方。
- (2) 市内に住所若しくは勤務先を有する方又は新たに市内に居住することが必要な方。
- (3) 申込人と入居しようとする方が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある方又は、婚約者を含む。）であること。
- (4) 申込人及び入居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (5) 申込人及び入居しようとする親族が市町村税を滞納していないこと。
- (6) 申込人及び入居しようとする親族の収入月額が、158,000円以下（裁量階層に該当する世帯は214,000円以下）であること。

※ 申込人及び入居しようとする親族の年間所得金額から、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる要件に応じた控除額を控除し、12カ月で除したものが収入月額となります。詳しくは、6～7ページの「収入月額の算定方法」参照

※ 裁量階層とは、9ページの「裁量階層について」に掲げる要件に該当する世帯のことです。

(その他)

- ・家族を不自然に分割した申込みは認めません。
- ・申込後において、申込書記載の同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）は認めません。

7 申込方法

次の書類を申込受付期間内に市役所建築課へ提出してください。なお、郵送での受付はできません。

①綾部市営住宅入居申込書（様式第4号）

市役所建築課で募集案内書と一緒に配布します。

②世帯全員の住民票（市役所市民・国保課で発行：300円）

申込人の世帯全員の住民票（世帯主名と続柄が表示されたもの）

※ 内縁の配偶者については、住民票の続柄が未届の夫又は未届の妻であることが必要です（「同居人」は不可）。

- ③令和２年度課税証明書（市役所市民・国保課で発行：３００円）
申込人及び入居しようとする親族全員の令和２年度課税証明書等（次項参照）

(1) 給与所得の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	・令和2年度課税証明書
平成31年1月2日以降に就職し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和2年度課税証明書
勤務してから1年未満の方	就職した月から申込み月の前月まで(2カ月以上の実績がない方は連絡してください。)	・給与支払証明書(別紙) ※両方提出してください。

(2) 事業収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き営業している方	平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	・令和2年度課税証明書
平成31年1月2日以降に開業し、1年以上経っている方	申込み月の前月からさかのぼった1年間	・令和2年度課税証明書
開業してから1年未満の方	開業した月から申込み月の前月まで(2カ月以上の実績がない方は連絡してください。)	・営業実績証明書(別紙) ※両方提出してください。

(3) 年金収入の方

現 在 の 職 場	収 入 の 計 算 期 間	証 明 書 の 種 類
平成31年1月1日以前から引き続き年金を受給している方	平成31年1月1日から令和元年12月31日まで	・令和2年度課税証明書
平成31年1月2日以降に年金を受給されている方	直近の年金月額×12カ月	・令和2年度課税証明書 ・年金振込通知書(はがき)又は年金証書の写し ※両方提出してください。

(4) 収入のない方

次に掲げる証明書類のいずれかを提出してください。

- ①雇用保険受給資格者証または離職票
- ②退職証明書
- ③生活保護を受けている方は、生活保護受給者証
- ④市税の完納証明書(市役所市民・国保課で発行：300円)
申込人及び入居しようとする親族全員の完納証明書

⑤その他の必要な書類

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などを所持している方は提示してください。
- (2) 単身で申込む方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。
- (3) 扶養控除関係に変更のあった方
令和2年1月1日以降に控除関係の変更のあった方は、変更のあったこと
の分かる書類（国民健康保険以外の健康保険証など）を提示してください。
- (4) 立ち退き要求により申込みをされる方
家主の立ち退き要求書を提出してください。
※家主の記名押印、日付、立ち退き要求の理由、期日などを記入。
- (5) 婚約者と申込みをされる方は、別紙「婚約証明書」又は結婚式場等の予約
証明書を提出してください。

【提出書類の注意事項】

申込人の同一世帯以外の方が、住民票・課税証明書・完納証明書の発行を申請される場合は、申込人の委任状が必要となります。（親子であっても世帯が違う場合は申込人の委任状が必要。）また、住民票については、本人が申請する場合でも、本人確認の書類（運転免許証等）が必要となります。※委任状は市民・国保課にあります。（任意で作成も可）

提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、その他必要に応じて、別途に書類を提示又は提出していただく場合があります。

8 入居者の決定

書類審査後、入居者選考委員会の審査及び抽選（入居資格者が募集戸数を超えた場合）を行い、入居者を決定します（必要があれば申込人の自宅に訪問する等の実情調査を行います）。

9 抽選会（入居資格者が募集戸数を超えた場合）

令和2年10月中旬予定

10 入居可能日

令和2年12月1日（火）予定

（ルナコート綾部、GR-VI大島町は令和2年11月1日（日）予定）

収 入 月 額 の 算 定 方 法

【収入月額の求め方】

$$\frac{\text{年間所得金額} - (38\text{万円} \times \text{同居・別居扶養親族等の数}) - \text{該当控除額}}{12}$$

【年間所得金額の求め方】

① 給与所得者の場合

次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,619,000円未満	年間収入金額－650,000円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.6
1,800,000円以上～3,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.7－180,000円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	※端数整理後の年間収入金額×0.8－540,000円
6,600,000円以上～10,000,000円未満	年間収入金額×0.9－1,200,000円

※端数整理後の年間収入金額

年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て4,000を乗ずる。

【例】年間収入金額2,859,999円の年間所得金額

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.999\cdots \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{円} \leftarrow \text{端数整理後の年間収入金額}$$

$$2,856,000 \text{円} \times 0.7 - 180,000 \text{円} = \underline{\underline{1,819,200 \text{円}}}$$

なお、平成31年1月2日以降に勤務された方は「給与支払証明書」を勤務先の会社印押印の上、提出してください。また、退職された方は、元の勤務先が発行した退職証明書等、退職を証明できるものを提出してください。

[就職後1年未満の方の年間総収入金額算出方法]

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間総収入金}$$

② 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額です。

なお、平成31年1月2日以降に開業された方は別紙「営業実績明細書」を提出してください。

[開業後1年未満の方の年間収入金額算出方法]

$$\frac{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{開業月の翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$$

③ 年金所得者の場合

次表により「年間年金収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。

受給者の年齢	年間年金収入金額 (A)	年間年金所得金額
65歳未満	700,000円以下	0円
	700,000円を超え1,300,000円以下	(A) - 700,000円
	1,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円を超える場合	(A) × 0.95 - 1,555,000円
65歳以上	1,200,000円以下	0円
	1,200,000円を超え3,300,000円以下	(A) - 1,200,000円
	3,300,000円を超え4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円を超え7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円を超える場合	(A) × 0.95 - 1,555,000円

※申込人の年間所得金額は、入居しようとする親族の所得も含まれます。

【例】申込人の同居親族が妻と子1人の場合

申込人（世帯主）の年間所得金額 = 1,600,000円

同居親族（妻）の年間所得金額 = 800,000円

同居親族（子）の年間所得金額 = 0円

申込人の年間所得金額（合算） : 1,600,000円 + 800,000円 = 2,400,000円

基 準 早 見 表

年間収入金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間収入金額ベース）

種 別	入居収入 基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一 般 申込者	158,000円 以下	0円 ～ 2,967,999円	0円 ～ 3,511,999円	0円 ～ 3,995,999円	0円 ～ 4,471,999円	0円 ～ 4,947,999円	0円 ～ 5,423,999円
裁量階層 申込者	214,000円 以下	0円 ～ 3,887,999円	0円 ～ 4,363,999円	0円 ～ 4,835,999円	0円 ～ 5,311,999円	0円 ～ 5,787,999円	0円 ～ 6,263,999円

年間所得金額ベースによる基準早見表（同居親族に申込人は含みません。）

（年間所得金額ベース）

種 別	入居収入 基準額	同居親族及び別居の扶養親族数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一 般 申込者	158,000円 以下	0円 ～ 1,896,000円	0円 ～ 2,276,000円	0円 ～ 2,656,000円	0円 ～ 3,036,000円	0円 ～ 3,416,000円	0円 ～ 3,796,000円
裁量階層 申込者	214,000円 以下	0円 ～ 2,568,000円	0円 ～ 2,948,000円	0円 ～ 3,328,000円	0円 ～ 3,708,000円	0円 ～ 4,088,000円	0円 ～ 4,468,000円

申込者及び入居しようとする親族の年間収入金額及び年間所得金額が、上記早見表の金額以下であれば入居の申込みができます。

なお、上記早見表は、10ページの「控除の種類及び控除額一覧」に掲げる親族控除のみ反映されています。（その他障害者等の控除は反映されていません。）

裁 量 階 層 に つ い て

次のいずれかに該当する世帯は裁量階層となり、入居申込みが可能な月額所得の範囲が214,000円以下となります。（※一般世帯は158,000円以下）

世帯区分	要件	必要書類
障 害 者	イ 申込人又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで）	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込人又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障害者の程度に相当する程度と認められる知的障害者	療育手帳の写し
高 齢 者	申込人が昭和32年4月1日以前に生まれた方で、かつ、同居親族のいずれもが昭和32年4月1日以前に生まれた方、又は18歳未満の方である場合	世帯全員の住民票
戦 傷 病 者	申込人又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込人又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引 揚 者	申込人又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る）	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書（自立支度金）の写し
ハンセン病療養所入所者等	申込人又は同居親族が平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
中学校を卒業するまでの子供がいる世帯	同居親族に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯	世帯全員の住民票
新 婚 世 帯	今回の受付期間初日において、夫婦・婚約者とも40歳未満であり、かつ、婚姻後1年未満の方がいる場合（夫婦構成に変更がない場合に限り、入居日から起算して10年間を裁量階層とします。）	婚姻届受理証明書等

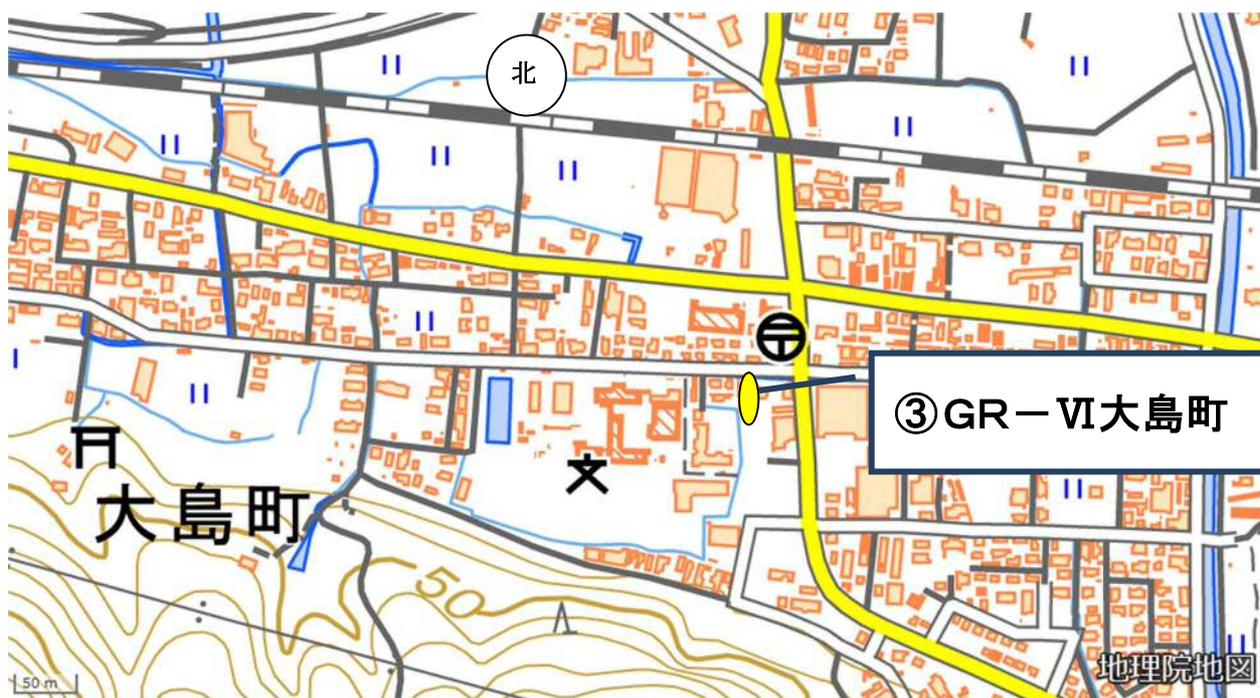
控 除 の 種 類 及 び 控 除 額 一 覧

種 類	要 件	控除額（年額）
親 族 控 除	<ul style="list-style-type: none"> ・入居しようとする親族（申込人を除く） ・別居の扶養親族 	1人につき38万円
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の方 	1人につき10万円
16歳以上23歳未 満の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の方 	1人につき25万円
障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・精神保健指定医等の判定により知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 	1人につき27万円
特 別 障 害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ・原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けた方 ・心身喪失の状況にある方又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障害者と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 	1人につき40万円
寡 婦	<p>寡婦とは、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別・離婚した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族や年間の所得金額が基礎控除額以下の生計を一つにする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族とされている親族を除く）のある方 ・夫と死別後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方で、年間の所得金額が500万円以下の方 	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額
寡 夫	<p>寡夫とは、次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妻と死別し、又は離婚後婚姻していない方、あるいは妻の生死が不明な方 ・生計を一にする子（合計所得金額が基礎控除額以下）のある方 ・合計所得金額が500万円以下の方 	27万円 ただし、所得金額が27万円未満の場合は、その金額

募集団地位置図

- ① スタジオーネ神宮寺（神宮寺町）
- ② ルナコート綾部（味方町）
- ③ GR-VI大島町（大島町）



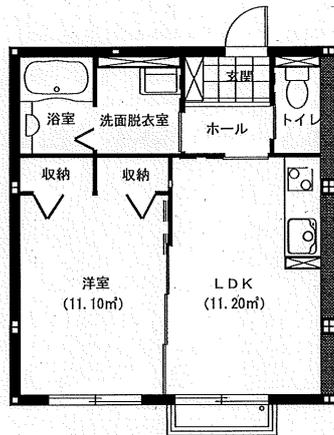


10. 募集团地間取図

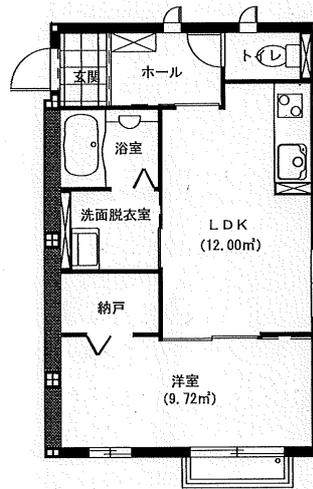


募集团地間取図

スタジオネ神宮寺（神宮寺町）



1LDK（タイプA）平面図

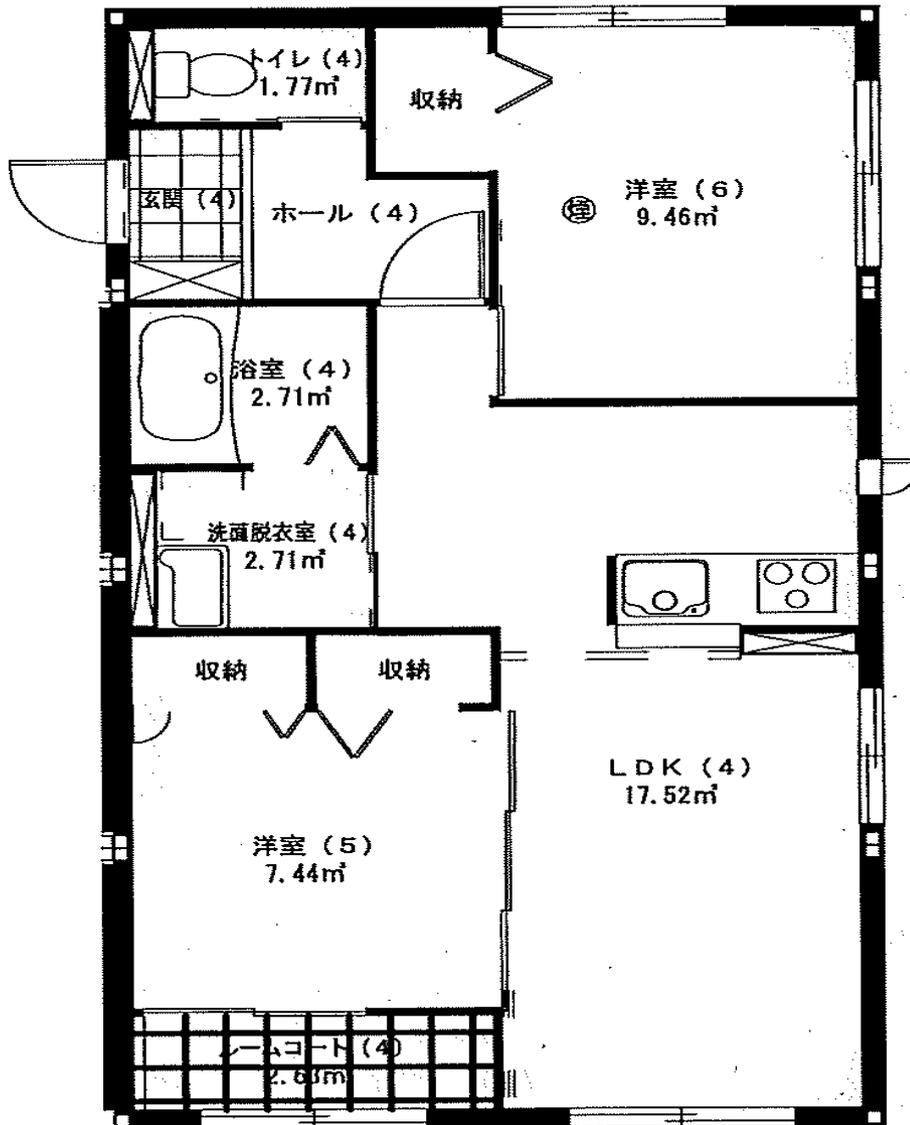


1LDK（タイプB）平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります

募集団地見取図

ルナコート綾部（味方町）

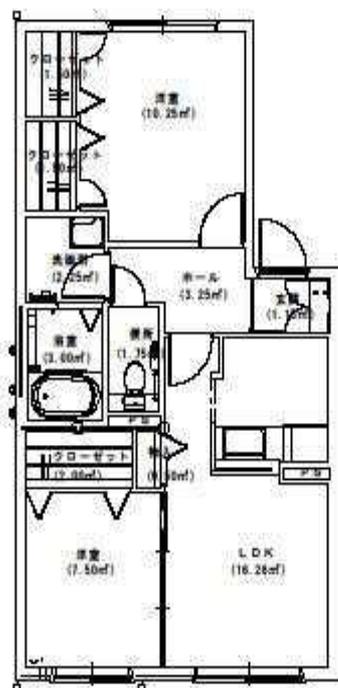


2LDK(タイプB) 平面図

※代表的な平面図ですので、多少異なる場合があります。

募集団地間取図

GR-VI大島町（大島町）



2LDK平面図

※代表的な参考図ですので、多少異なる場合があります

綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第4回（7月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年7月15日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年7月17日（金）午後3時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 報告事項
・人権を考えるセミナーについて
- 4 事務連絡

綾部市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和2年度第5回（8月臨時）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和2年7月27日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 令和2年8月11日（火）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

・議第14号

令和3年度以降使用中学校用教科用図書の採択について